

# 7月から国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険(国保)は、相互扶助という考えによって成り立っている医療保険制度です。加入世帯の被保険者数や収入などに応じた保険税を負担することにより、万が一、被保険者が病気やけがをしたときには、少ない自己負担(3割または2割)で医療サービスを受けるようになっています。

今年度も国民健康保険税の納付が7月より始まります。国保税の納税義務者は国保に加入している世帯の世帯主であり、年金から保険税が天引きとなる世帯(特別徴収)を除き、毎年7月から翌年の2月までの毎月8期にわたり納付となります。

## 保険税は期限内納付をよろしくお願いいたします。

国民健康保険税の納期限表

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
令和元年 7月31日	令和元年 9月2日	令和元年 9月30日	令和元年 10月31日	令和元年 12月2日	令和2年 1月6日	令和2年 1月31日	令和2年 3月2日

### 口座振替

口座振替日：各納付月の25日(25日が休日・祝日の場合は翌営業日)  
口座振替希望の方は、役場窓口または、各金融機関窓口で申請して下さい。

### 国民健康保険税の納税通知書が届かない方は町に連絡を

国保加入世帯には、7月上旬に郵送する予定ですが、表札、部屋番号が不明などの理由により、配達できず返送されてくる場合があります。7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない方は町に連絡してください。

### 所得申告

保険税所得割額の算出や低所得者への保険税の軽減、高額療養費の判定の基礎とするため、所得の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告を行う必要があります。また、所得申告が済んでいない方は、早急に所得申告をするようお願いいたします。

# 国民健康保険税の賦課限度額と軽減範囲が変わります。

### 賦課限度額の変更

国民健康保険税の「医療給付費課税額」に係る課税限度額を61万円(現行58万円)に引き上げます。

	医療分	介護分	支援分	合計
平成30年度	58万円	16万円	19万円	93万円
令和元年度	61万円	16万円	19万円	96万円

### 低所得者への均等割・平等割の軽減

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行ないます。

	5割軽減世帯	2割軽減世帯
平成30年度	基準額33万円+27.5万円×被保険者数	基準額33万円+50万円×被保険者数
令和元年度	基準額33万円+28万円×被保険者数	基準額33万円+51万円×被保険者数